令和 8 年 11 月 12 日

株主及び債権者各位

岡山県倉敷市酒津 1621 番地
株式会社クラレ
代表取締役　川原　仁

合併公告

当社は、令和 9 年 1 月 1 日を効力発生日として、クラレ西条株式会社（本店所在地　愛媛県西条市朔日市 892 番地）を吸収合併し、その権利義務全部を承継して存続し、クラレ西条株式会社は解散することにいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずにこの合併を行います。

また、当社は、クラレ西条株式会社の発行済株式全部を所有しておりますので、合併に際し株式、金銭等の交付は行わず、資本金の額は増加いたしません。

記

１．会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告の掲載の日から 2 週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。

２．この合併に対し異議のある債権者は、本公告の掲載日の翌日から 1 箇月以内にお申し出ください。

３．各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

クラレ西条株式会社

掲載紙　　官報
掲載の日付　令和 8 年 4 月 15 日
掲載頁　　48 頁(号外第 89 号)

以上